

南陽市農業振興計画

(平成30年度～平成34年度)

平成30年9月

南陽市 農林課

はじめに

本市の農業は、恵まれた自然環境のもと稲作や畑作、果樹などの複合的な形態で営まれ、基幹産業のひとつとして市勢伸展の礎となってきました。

本市の農業振興におきましては、これらの地域資源を土台として、担い手の育成・確保や生産基盤の整備など、農業の持続的発展を図るための各施策の推進に努めてきたところであります。

今日の農業・農村を取り巻く環境は、農業の国際化に伴う輸入農産物の増加、農家数の減少や就農者の高齢化、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など、非常に厳しい状況にあります。

本市において、基幹産業として位置づけされている「農業の振興」については、市政の重要課題ともなっていることから、本市の農業のあるべき姿を示すとともに、その実現に向け、今後5年間になすべき施策の方向性と取り組むべき事項を定め、将来像「若者が憧れを持てる農業」の実現に向けて「南陽市農業振興計画」をまとめました。

本計画においては、新規就農者などの育成・確保、耕作放棄地対策、新たな農業に取り組む新規就農者の支援、また、近年急速に問題化している鳥獣被害に対する取り組み施策を強化することで、社会経済情勢の変化にも対応できる足腰の強い農業を目指してまいります。

計画の実現にあたっては、農業が安定的な食料供給、農村が多面的機能の発揮という極めて重要な役割を担っていることを農業者のみならず、市民一人ひとりに認識いただけるよう計画の周知に努め、効果的に事業を実施することにより、「若者が憧れを持てる農業」の確立に努めてまいりますので、皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました南陽市農業振興地域整備促進協議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成30年9月

南陽市長 白岩 孝夫

目 次

第1章 計画策定の考え方

第1節 策定の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	1

第2章 南陽市及び南陽市農業の概要

第1節 南陽市の概要	2
第2節 農業の概要（本市農業の現状と課題）	
1 農家数	3
2 農業就業人口（販売農家）	5
3 担い手	6
4 耕地面積	6
5 農用地の利用集積	7
6 耕作放棄地	7
7 農業生産額	7
8 有害鳥獣被害防止のための電気柵（罫・檻含む）設置等申請状況	9
9 農業生産基盤	10
10 まとめ	11

第3章 南陽市農業の目指す方向

第1節 基本目標	
1 基本目標	
(1) 基本目標	12
(2) 目指す将来の姿	12
(3) 基本テーマ	12
2 基本方針	
(1) 1の項目 経営能力に優れた多様な経営体の育成	13
(2) 2の項目 生産力強化に向けた基盤の整備	13
(3) 3の項目 地域の特性を活かした農業の推進	13
(4) 4の項目 農産物のブランド化と産地づくりの推進	13

(5) 第5の項目 農村の多面的機能の発揮	13
-----------------------------	----

第4章 施策・事業

第1節 分野別の振興方針

1 経営能力に優れた多様な経営体の育成	
(1) 新たな人材の発掘と育成	15
(2) 認定農業者と集落営農組織等の育成	16
2 生産力強化に向けた基盤の整備	
(1) 農地利用の集積と優良農地の確保	21
(2) 農業生産基盤整備の推進	24
3 地域の特性を活かした農業の推進	
(1) 作目別の生産振興	
・ 稲作の振興	27
・ 土地利用型作物の安定生産	29
・ 園芸作物（野菜・花き）の振興	30
・ 果樹の振興	31
・ 畜産の振興・耕畜連携の推進	33
(2) 地産地消の普及と食育の推進	34
(3) 環境にやさしい農業の推進	35
4 農産物のブランド化と産地づくりの推進	
(1) 農産物のブランド化の推進	37
(2) 6次産業化の取り組み支援	38
(3) 売れる農産物生産による産地づくりの推進	39
5 農村の多面的機能の発揮	
(1) 農村環境の改善と保全	41

第5章 計画の実現に向けて

第1節 計画の推進	44
第2節 農業者・農業関係団体・市民・行政の役割分担	
1 農業者	44
2 農業関係団体	44
3 市民	44
4 行政	44
第3節 計画の進行管理	44

第1章 計画策定の考え方

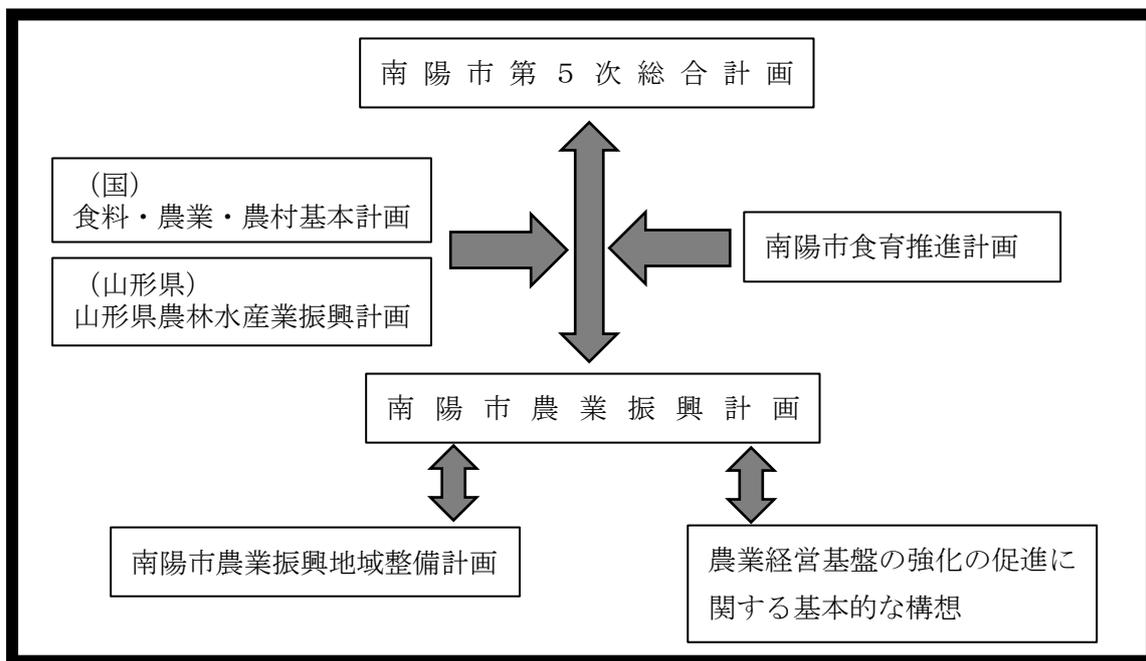
第1節 策定の目的

南陽市は、昭和42年の2町1村の合併による発足以来、農業が主要産業の1つであるとの位置付けから、様々な農業施策の展開を図ってきました。しかし、国の農業施策の変更や農業従事者の減少、耕作放棄地の増加、鳥獣被害等、本市農業を取り巻く状況・問題は深刻化しています。さらに、近年では、食の安全・安心、地産地消、農産物の特産品化等、新たな課題にも対応する必要に迫られています。

本計画は、現状と課題を分析することにより、今後の本市の農業振興に向けた行政の役割と目指すべき方向を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市農業の一層の振興を図ることを目的として策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、平成28年3月に策定した本市まちづくりの基本指針である「第5次南陽市総合計画」の基本構想及び後期基本計画、国で策定した「食料・農業・農村基本計画」、山形県で策定した山形県農林水産業振興計画等の内容を踏まえ、本市の農業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針を示したものです。



第3節 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化にあわせ、必要に応じて計画の見直しを図ります。

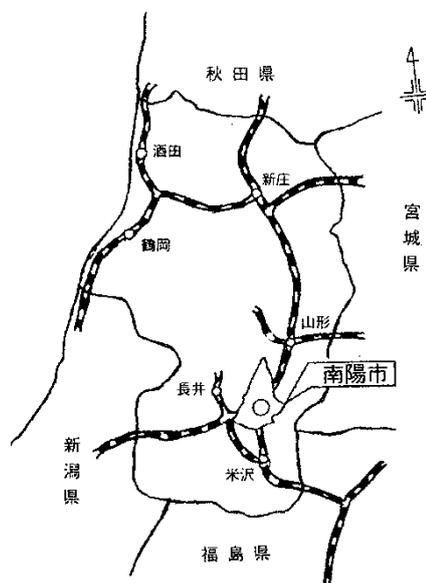
第2章 南陽市及び南陽市農業の概要

第1節 南陽市の概要

南陽市は、山形県の南部、置賜盆地の東北部に位置し、山形県の形を人間の横顔に見たてると「エクボ」に位置しています。

北緯 $38^{\circ} 3' 18''$ 、東経 $140^{\circ} 8' 53''$ を中心に広さは、東西が 14.8 km、南北が 22.6 km の総面積 160.52k m² で、西洋なしに似た形となっています。

北端に標高 994m の白鷹山がそびえ、この山塊を源にして南北に吉野川、織機川が流れ、市の端を南から西に流れる最上川とそれぞれ合流し、置賜盆地の一部を構成するこれらの河川の扇状地を中心に市街地と穀倉地帯が広がっています。



このため東に奥羽山脈、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系の山並みが眺望でき、南に肥沃で広大な優良農地が拓けた田園地帯と丘陵の傾斜を利用した果樹、野菜、畜産等を組み合わせた緑豊かな農村地帯として、米、野菜のほかにはさくらんぼやぶどう、りんご・西洋梨など多くの農産物が市の特産品となっています。

交通網については、国道 13 号が南北に縦断し国道 113 号と 348 号が東西に横断しているのに加え、J R 山形新幹線や第 3 セクターであるフラワー長井線が通っており、県南における交通の要衝となっています。観光資源としても、開湯 900 余年を誇る赤湯温泉を中心に烏帽子山公園、双松公園、中央花公園、ハイジアパークやスカイパーク、また歴史の香る熊野大社や烏帽子山八幡宮、そして東北最大の稲荷森古墳、また伝説と民話の“夕鶴の里語り部の館”や結城豊太郎記念館や最大の木造のコンサートホールでギネス世界記録に認定された文化会館など数多くの名所旧跡や文化施設、自然景観に優れた白竜湖などがあり、恵まれた地理的条件にあります。

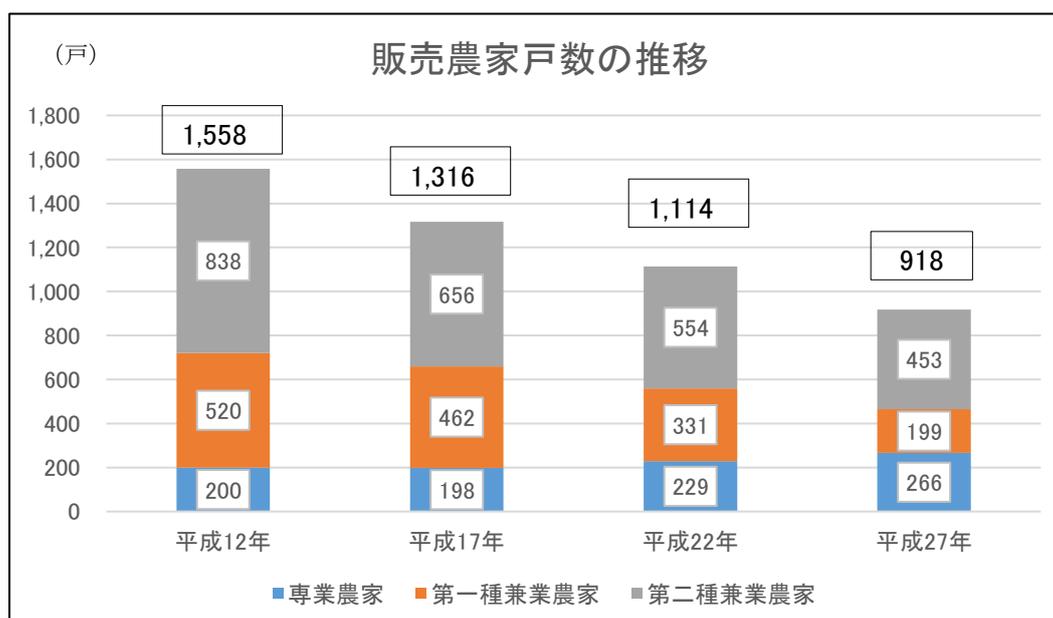
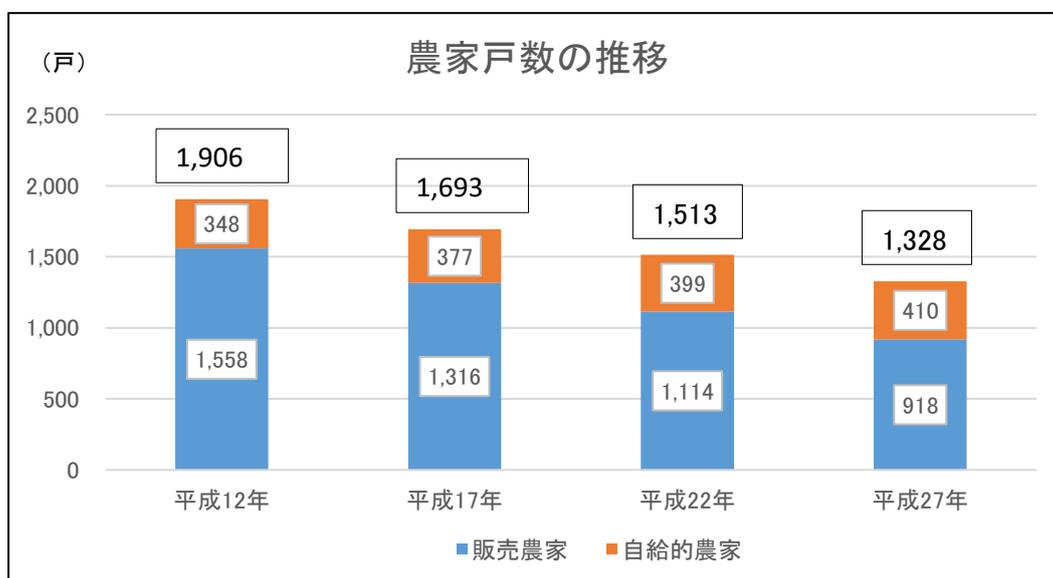
第2節 農業の概要（本市農業の現状と課題）

1 農家数（小数点第2位を四捨五入）

農家数については、平成27年2月1日現在で1,328戸となっており、そのうち販売農家は、918戸で約69.1%、自給的農家は410戸で約30.9%となっています。

販売農家の内訳をみると、専業農家が266戸で約20.0%、第1種兼業農家が199戸で約15.0%、第2種兼業農家が453戸で約34.1%と、販売農家の49.1%を兼業農家が占めています。

また、平成22年と比較すると、農家数では185戸、約12.2%減少しており、内訳をみると販売農家が196戸、約17.6%減少し、自給的農家は11戸、約2.8%増加しています。なお、減少率が最も高いのは第1種兼業農家の39.9%となっています。



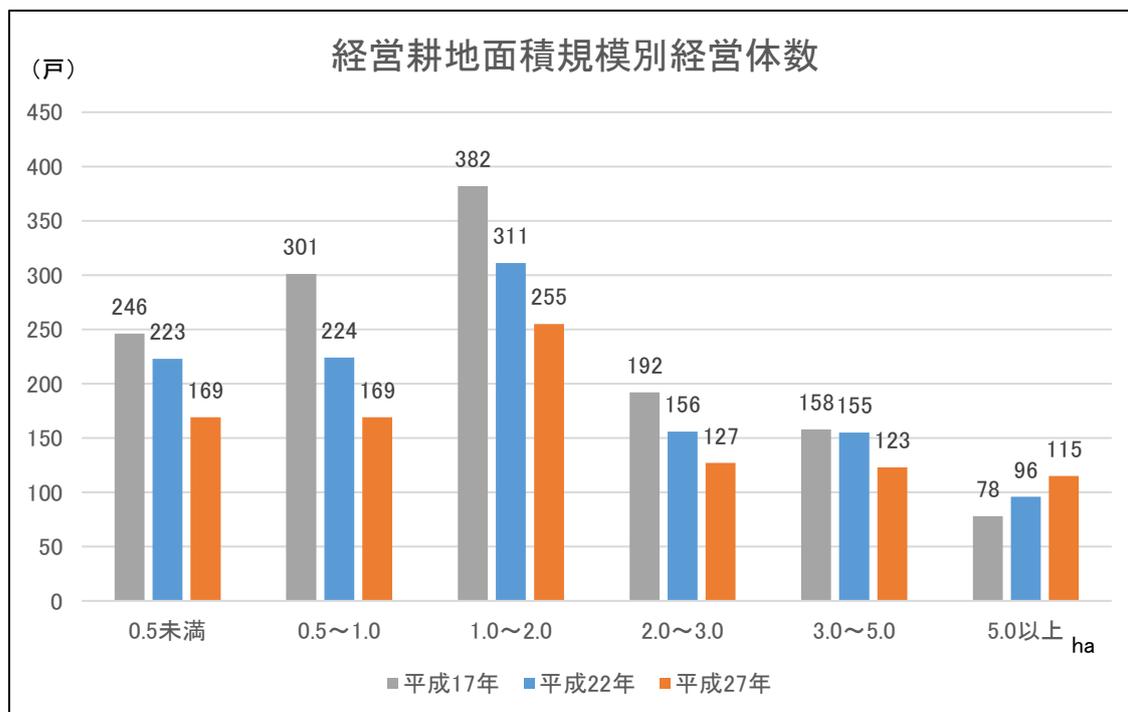
農業経営体を経営耕地面積規模別で見ると、1.0～2.0ha が26.0%と最も多く、次いで0.5～1.0ha と0.5ha 未満がそれぞれ18.0%で全体の36.0%占めています。

なお、1ha 以上を占める農家数は620戸で64.0%と、平成22年と比較すると98戸、13.7%減少しています。

経営耕地面積規模別経営体数

(単位：経営体)

区分	経営耕地有 経営体総数	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0ha 以上
H27 南陽市	958	169	169	255	127	123	115
比率 (%)	100	18	18	26	13	13	12
H22 南陽市	1,165	223	224	311	156	155	96
比率 (%)	100	19	19	27	13	13	9



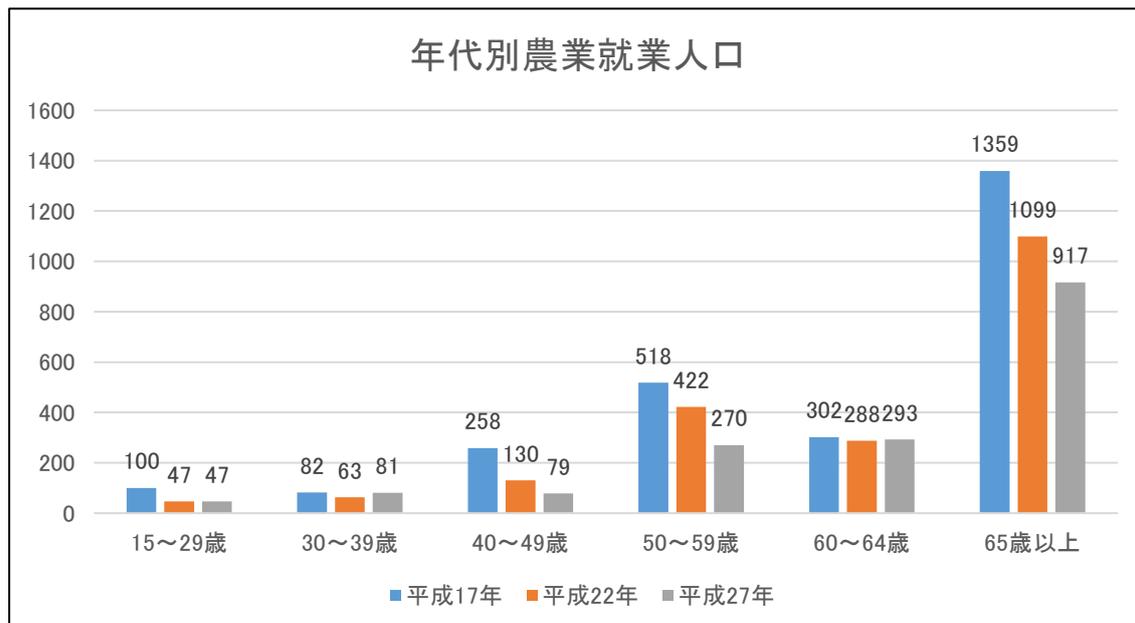
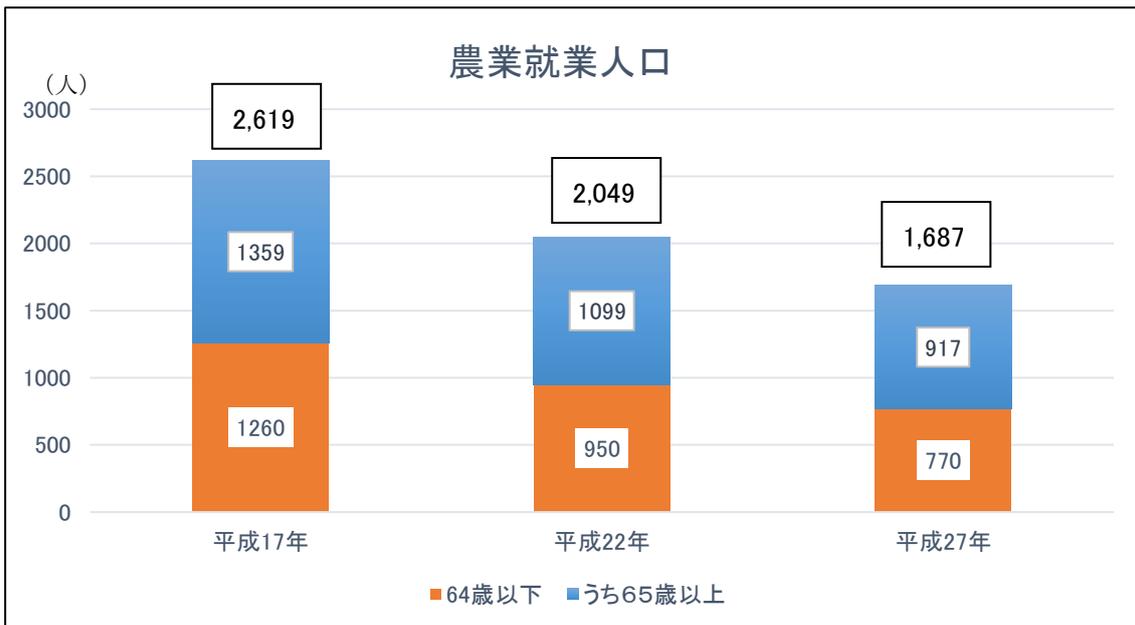
資料：農林業センサス

2 農業就業人口（販売農家）

農業就業人口は年々減少しており、平成27年には、1,687人で、平成22年と比較すると362人、約18%減少しています。

このうち、65歳以上の農業就業人口は917人と、その割合は54.4%で、平成22年と比較すると16.6%減少しています。

また、平成27年の65歳以上の農業就業人口は917人となっており、全体構成の割合で一番多い人数となっていることから、5年後には、さらに高齢化が進むものと考えられます。



3 担い手

本市農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）は、平成22年度まで増加傾向にありましたが、平成23年度以降は若干ではあるものの減少に転じ、平成27年3月31日現在で294人となっています。平成22年度末と比較すると6人、2.0%減少しています。

また、本市農業の将来の担い手となる新規学卒者やUターン就農者などの新規就農者は、平成27年度は10人となっています。

区分	平成22年度	平成27年度	前回比
認定農業者数 ※1	300	294	98%
新規就農者数 ※2	7	10	142.9%

※1 及び ※2 各年度3月31日現在

資料：農林課

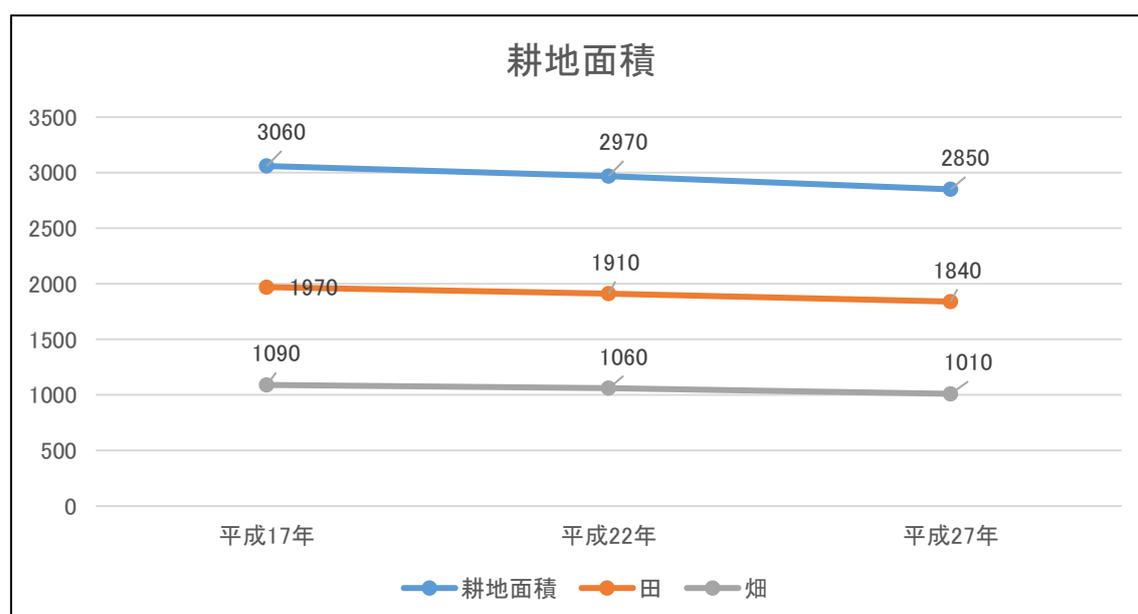
4 耕地面積

耕地面積は減少傾向にあり、平成27年で2,850haで平成22年と比較すると120ha、4.4%減少しています。平成17年と比較すると210ha、6.9%減少しています。

(単位：ha)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	前回比
耕地面積	3,060	2,970	2,850	△4.4%
田	1,970	1,910	1,840	△3.7%
畑	1,090	1,060	1,010	△4.7%
農家1戸当たり耕地面積	1.81	1.96	2.15	-----

資料 農林水産省「耕地面積調査」農家1戸当たり耕地面積は、(耕地面積/農家戸数総数)



5 農用地の利用集積

農地中間管理事業による農用地の利用集積面積は、年々増加傾向にあり、認定農業者など意欲ある担い手への利用集積が進んでいます。(単位：ha)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	3 年合計
農用地の利用集積(機構からの貸付)面積	18.3	9.5	14.9	42.7

・各年度 3 月 31 日現在

資料：農林課

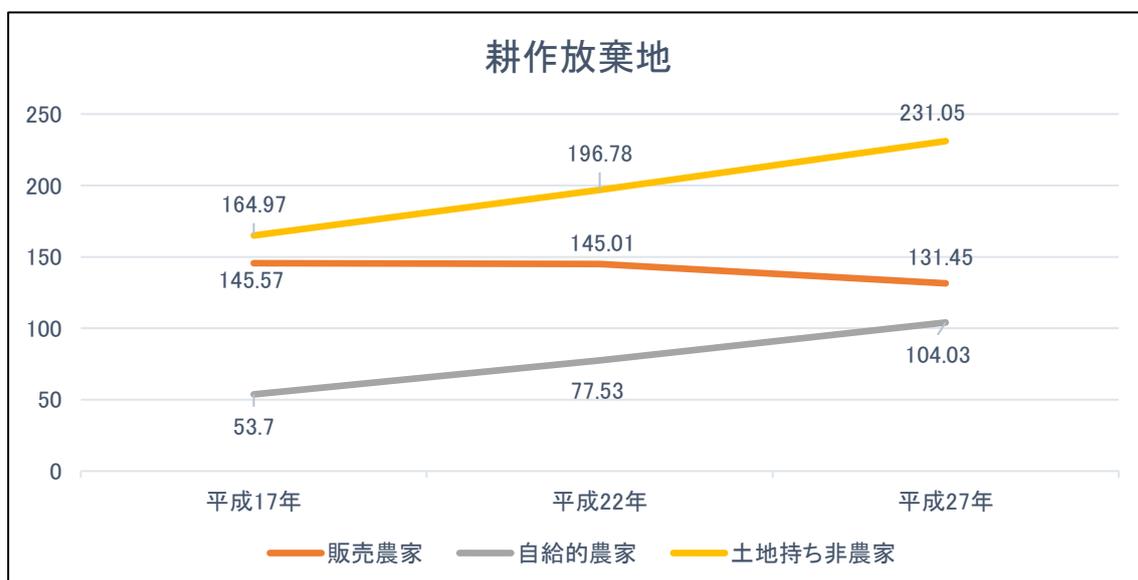
6 耕作放棄地

耕作放棄地は、平成 27 年度で 466.53ha であり、平成 22 年と比較すると 47.21ha、約 11%増加しています。特に土地持ち非農家の面積は、前回は 34.27ha、約 117%の増加となり、拡大傾向が顕著になっています。

(単位：ha)

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	前回比増加面積
耕作放棄地面積	364.24	419.32	466.53	47.21
販売農家	145.57	145.01	131.45	△13.56
自給的農家	53.70	77.53	104.03	26.5
土地持ち非農家	164.97	196.78	231.05	34.27

資料 農林業センサス



7 農業生産額

農業生産額は平成 10 年の 85 億 8 千万円をピークに年々減少傾向にありましたが、平成 26 年以降は、増加傾向に転じ、平成 27 年にはピーク時に迫る 83 億 3 千万円に達しています。この内、米が約 17%、野菜が約 6%、果実が約 43%、花きが約 1%、畜産が約 33%となっています。

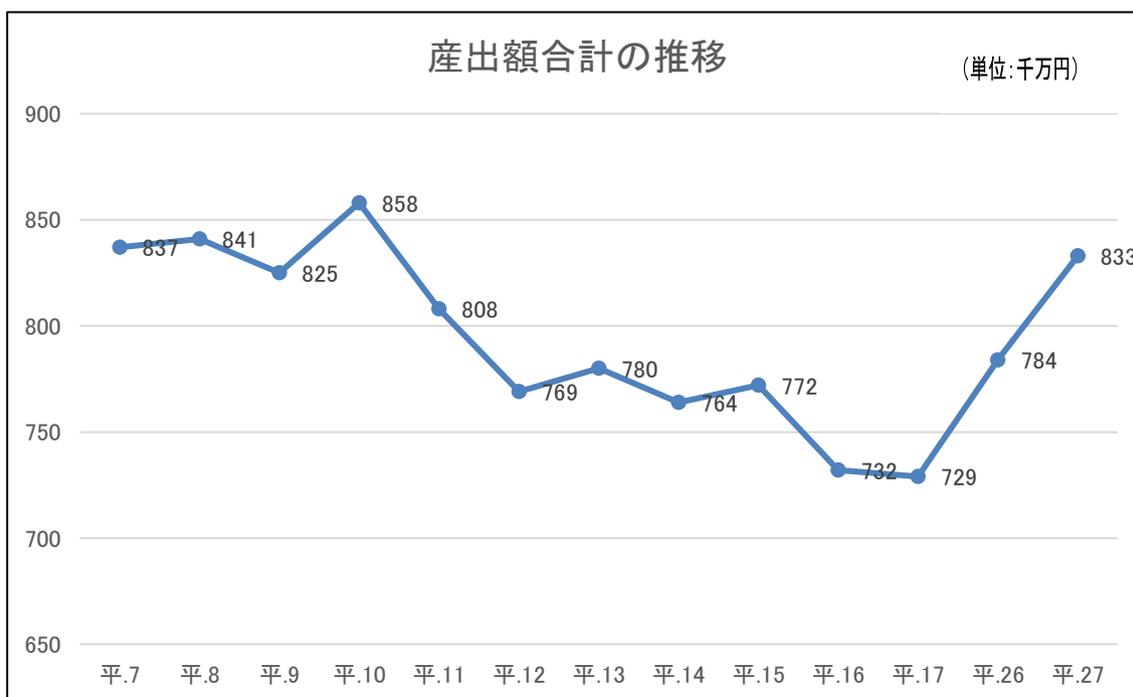
平成12年からの割合の推移を見ると、約26%だった米は生産調整という政策もあり、年々減少し、約17%だった畜産は年々増加し約33%になり、米と畜産の割合が逆転しています。

また、果実の割合は20年前から約40%前後で推移しつづけており、大きな変化はありません。

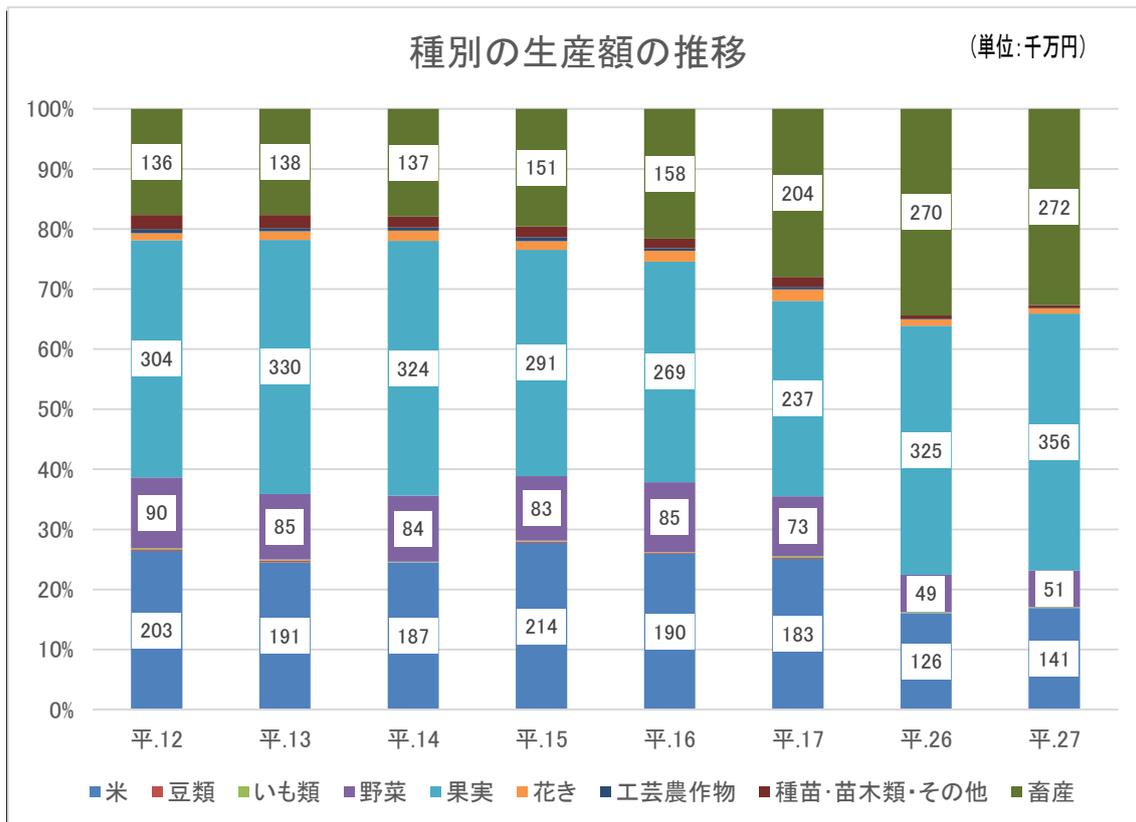
(単位：千万円)

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成26	平成27
米	203	191	187	214	190	183	126	141
豆類	2	2	0	2	1	1	0	0
いも類	2	2	1	1	1	2	1	1
野菜	90	85	84	83	85	73	49	51
果実	304	330	324	291	269	237	325	356
花き	9	11	13	11	13	14	8	7
工芸農作物	5	4	4	5	3	3	1	1
種苗・苗木類等	18	17	14	14	12	12	4	4
畜産	136	138	137	151	158	204	270	272
合計	769	780	764	772	732	729	784	833

※国による作物別の統計調査は平成18年から平成25年まで実施されていないため、データがないので、標記のような表となる。



資料：生産農業所得統計



※グラフが細かいため2億円以上のみ表記、平26、平27は市町村別農業産出額(推計)

資料 生産農業所得統計

8 有害鳥獣被害防止のための電気柵(罫・檻含む)設置等申請状況

クマやイノシシなどの大型獣による農業被害が増加傾向にあります。被害の増大は農業者の営農意欲の減退や農業所得の減少等の農業生産環境の悪化を招くことから、電気柵の設置や鳥獣被害対策実施隊による駆除を実施し、農作物被害を減少させる必要があります。

(単位:円)

	H26		H27		H28	
	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額
イノシシ	1	46,000	0	0	11	199,000
カモシカ	2	140,000	0	0	0	0
クマ	0	0	0	0	1	58,000
イノシシ・クマ	0	0	1	115,000	1	23,000
タヌキ・ハクビシン	0	0	0	0	3	104,000
タヌキ	0	0	0	0	1	56,000
ハクビシン	0	0	0	0	3	149,000
サル	0	0	0	0	1	61,000
計	3	186,000	1	115,000	21	650,000

資料:農林課

9 農業生産基盤（小数点第2位四捨五入）

整備済面積は、平成29年3月31日現在で、田が1,085ha、畑が1,010haとなっています。

（1）農道

（単位：路線、m、%）

区分	平成28年度
路線数	5
実延長	9,399
うち舗装済	3,836
舗装率	40.8
うち砂利道（改良済含）	5,563

（2）圃場整備

（単位：ha、%）

	区分	平成28年度
田	耕地面積	1,840
	うち整備済	1,085
	整備率	59.0

資料：各耕地面積は農林水産省「耕地面積調査」、他農林課

10 まとめ

農業就業人口が大きく減少するなかで深刻な高齢化に直面し、販売農家戸数も減少しています。現在、国の補助事業を活用した水路などのインフラ整備を進めるとともに、集落営農組織・法人の育成対策や、農地集積などの取り組みを推進しています。しかしながら、今後も人口の減少が避けられない中では、耕作放棄地の増加や、集落機能を維持することが困難になることも想定されます。農地保全のためには農地集積による集約化だけではなく、新たに農業経営を始める新規就農者や新規雇用就農者等の移住・定住者など、農業に携わる人口を増加させることも必要となっています。

米の需要量が減少し続け、希望どおりに生産できないことに加えて、果樹や野菜は産地間競争の激化などにより、南陽市の農業生産額は平成10年の約85.8億円をピークに減少傾向にありましたが、農地等の集積による農作業の効率化や省力化、生産基盤の整備の支援などにより高品質な農作物の生産を推進したことで、平成27年には平成10年に続く83.8億円まで生産額が回復しています。しかし、野生鳥獣による被害の拡大等に伴い、生産意欲の減退が危惧されるとともに、生産額の減少による離農や就農意欲の低下が懸念されます。

このような現状に対して、農業生産基盤の強化に取り組む必要があります。集落営農組織・法人など地域農業の担い手育成、次世代を担う後継者などへの円滑な経営継承、Uターンや定年帰農による新規就農の推進、新規就農者に対する農業技術研修などが挙げられます。特に、新規就農者の確保・育成・定着に向けた取り組みを強化することによって、集落の人口減少に歯止めをかけ、集落機能の強化・活性化をはかることも喫緊の課題となっています。

また、農業経営基盤を強化するための農業所得の増大に向けた取り組みも重要です。農地集積や労働力支援などによる規模拡大、遊休農地の活用やハウスを利用した栽培期間延長などによる作付面積の拡大、農作業の効率化や省力化によるコスト低減、地域の農産物を活用した6次産業化などによる商品開発や高付加価値化、鳥獣被害の効率的な防止対策などが挙げられます。産地として成長している品目の拡大にも継続して取り組むことが求められています。

こうした新規就農者確保や規模拡大などによる生産基盤の強化と、農地の大区画化や利用集積などによる経営基盤の強化を一体的に進め、さらに付加価値販売に取り組むことで農家当たりの農業生産額を増加させ、南陽市の農業生産額を全体として向上させていく必要があります。

近年の遊休農地等の拡大は地域の活力を低下させ、美しい田園風景さえも失われてしまうことが懸念されます。農地等の持つ多面的機能は、生産振興だけでなく、災害等の未然防止といった南陽市全体の利益につながります。農業の生産基盤・経営基盤の強化に加えて、有機栽培や減農薬栽培など環境に配慮した生産体系（環境保全型農業）の構築、地産地消など多方面での取り組みを通じて集落の機能強化や活性化をはかり、持続可能な農業・農村を目指すことが急務となっています。

第3章 南陽市農業の目指す方向

第1節 基本目標

1 基本目標

(1) 基本目標

地域の活力を生み出し

働きがいのあるまちをめざします

(2) 目指す将来の姿

若者が憧れを持てる、農業の確立に取り組んでいます。

(3) 基本テーマ

国の農政改革や経済のグローバル化など、農業をとりまく情勢が厳しさを増す中で、南陽市の農業を持続的に発展させていくには、農業の担い手、地域の担い手の確保と育成による人材育成が農業振興の最重要課題であるとの観点に立ち、農業振興計画の基本テーマを次のとおりとします。

南陽市農業を牽引するための、多様な担い手を育成する

2 基本方針

第2章で分析した本市農業に関する現状と課題を踏まえ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、基本目標を実現するため、次の5つの項目により農業振興施策を推進します。

(1) 第1の項目 経営能力に優れた多様な経営体の育成

新たな人材の発掘により、次代を担う農業後継者を育成し、U I ターンなどによる新規就農者を確保します。

大規模経営化などの農業経営体の経営力強化につながる事業・制度を活用し、認定農業者や集落営農組織等の地域の中心となる担い手経営体の育成を支援します。

(2) 第2の項目 生産力強化に向けた基盤の整備

意欲ある担い手経営体への農地の利用集積を推進し、経営の効率化と安定を促進するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地への対策を進めます。

農産物の生産性と収益性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を推進します。

(3) 第3の項目 地域の特性を活かした農業の推進

地形や気象等の地域特性を活かし、県内有数の複合産地としての地位を確立するため、作目に応じたきめ細かな生産振興を促進します。

環境にやさしい農業を推進し、将来に自信を持って引き継げる環境づくりを進めます。

南陽産農産物に対する住民意識を高めるため、食の安全・安心の啓蒙普及と併せ、地産地消の普及と食育の推進を図ります。

(4) 第4の項目 農産物のブランド化と産地づくりの推進

農産物の販売力を強化するため、南陽産農産物のブランド化を推進します。

地域資源を有効活用した6次産業化への取り組みを支援するとともに、新たな品目や品種の導入を促進することにより、売れる農産物づくりを支援します。

(5) 第5の項目 農村の多面的機能の発揮

農村環境の改善と保全に向けて、国による直接支払交付金などを有効活用しながら、農村及び中山間地域の農地と農業生産体制の維持を図ります。

第4章 施策・事業

第1節 分野別の振興方針

1 経営能力に優れた多様な経営体の育成

1) 目指す方向

- ・次代を担う農業後継者を育成し、U I ターンなどによる新規就農者を確保します。
- ・農業の大規模経営化など、多様な経営を支援します。

2) 施策の区分

- (1) 新たな人材の発掘と育成
- (2) 認定農業者と集落営農組織等の育成

3) 施策の概要

本市の農業を持続的に発展させていくためには、経営の効率化や高付加価値化等による所得向上と、次代の農業経営者や地域農業を牽引する農業者の発掘と育成が必要であり、認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、農地所有適格法人などの経営能力に優れた多様な経営体の育成を図る必要があります。

4)

(1) 新たな人材の発掘と育成

取組① 青年、退職者、UI ターン者等への就農支援

地域に根ざした意欲ある農業後継者を確保するため、青年や退職を迎えるサラリーマン、UI ターンによる農外からの参入など様々なルートからの就農を支援します。

【現状と課題】

- ・平成24年度は年間5人だった新規就農者が平成28年度には年間14人と増加傾向にあります。
- ・新規就農したものの離農する後継者もいるため、就農後のフォローアップが必要です。

南陽市の新規就農者の推移

単位：人

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
5	12	6	10	14

(各年度の集計期間は6月1日～5月31日)

資料：農林課

【主な取組】

- ・農業次世代人材投資事業をはじめとする各種支援事業の活用促進
- ・農業支援ワンストップ相談窓口の活用

(2) 認定農業者と集落営農組織等の育成

取組① 認定農業者及び中心経営体の育成・確保

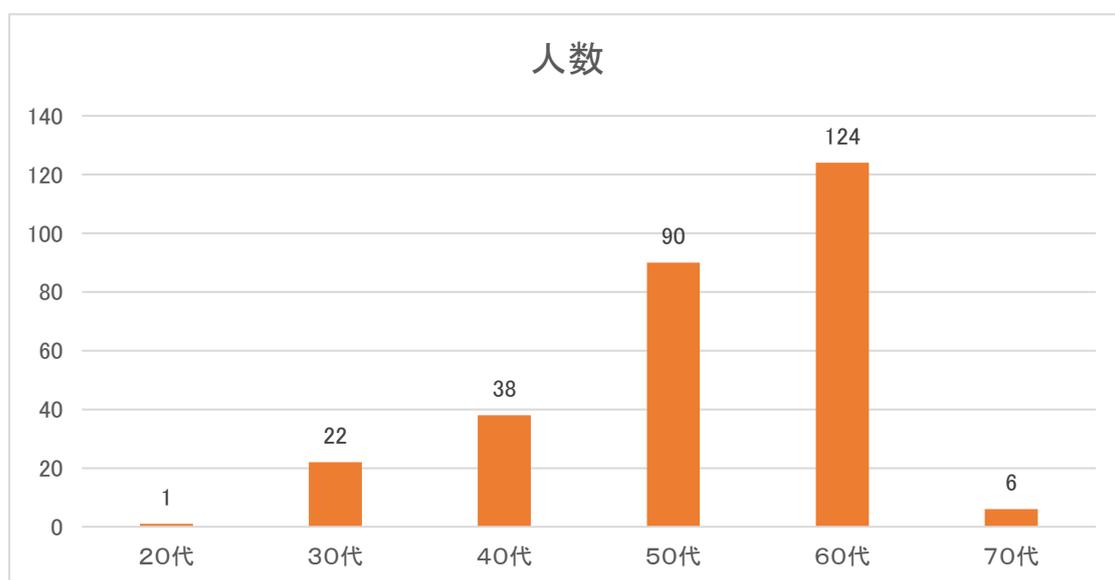
地域ごとに意欲ある認定農業者と中心経営体等の担い手農業者の確保に向けた、新たな人材の発掘と育成を図ります。

【現状と課題】

- ・ 認定農業者の高齢化が進み、担い手農業者の大部分が50歳以上となっていることから、後継者不足が深刻な状況となっています。

年代別認定農業者数（法人含まず・平成29年11月現在）

単位：人



資料：農林課

【主な取組】

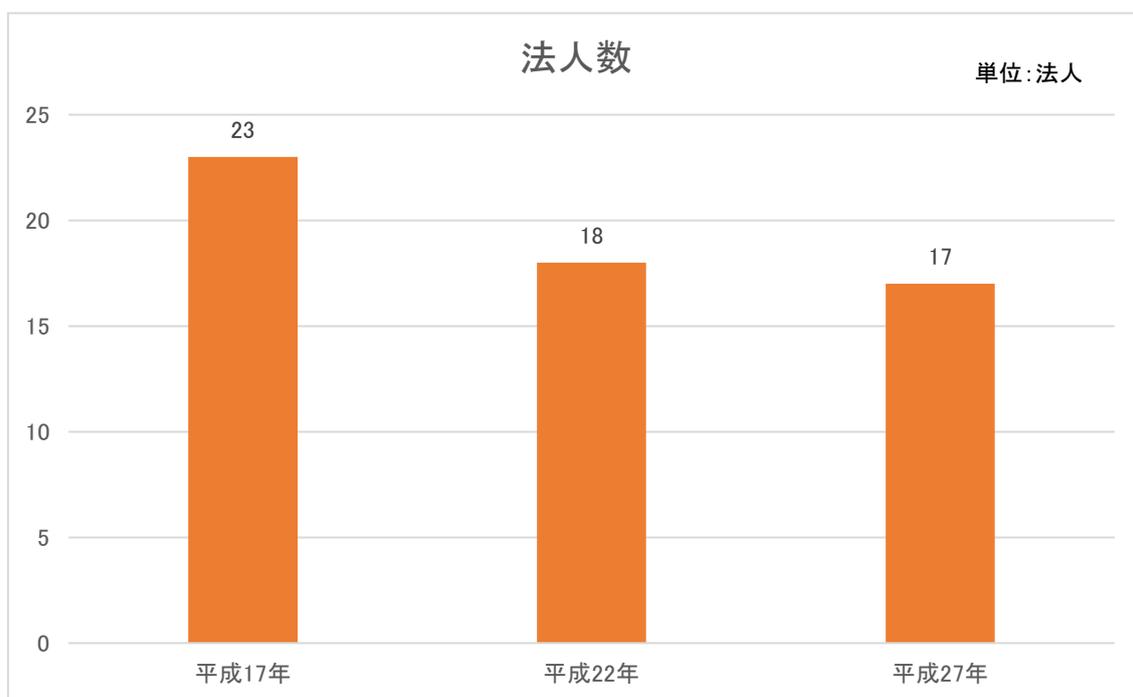
- ・ 認定農業者の新規掘り起し活動の展開
- ・ 認定農業者の農業経営改善計画達成のフォローアップ
- ・ 農業法人の設立に対するサポート
- ・ 認定農業者協議会の活性化による研修、情報交換、交流の機会の拡充
- ・ 人・農地プラン「地域の話し合い」の積極的な展開

取組② 集落営農組織の育成・農業法人化の推進

地域の中心となる経営体の確保・育成のため、農業経営の法人化の取り組み、集落営農の組織化の取り組みを支援します。

【現状と課題】

- ・集落営農組織が法人化を目指す動きはあるものの進展しない状況にあります。



資料：農林業センサス

【主な取組】

- ・農業経営法人化等支援事業による法人化の取り組みの支援
- ・農地中間管理事業との連携

取組③ 経営体の経営力強化の推進

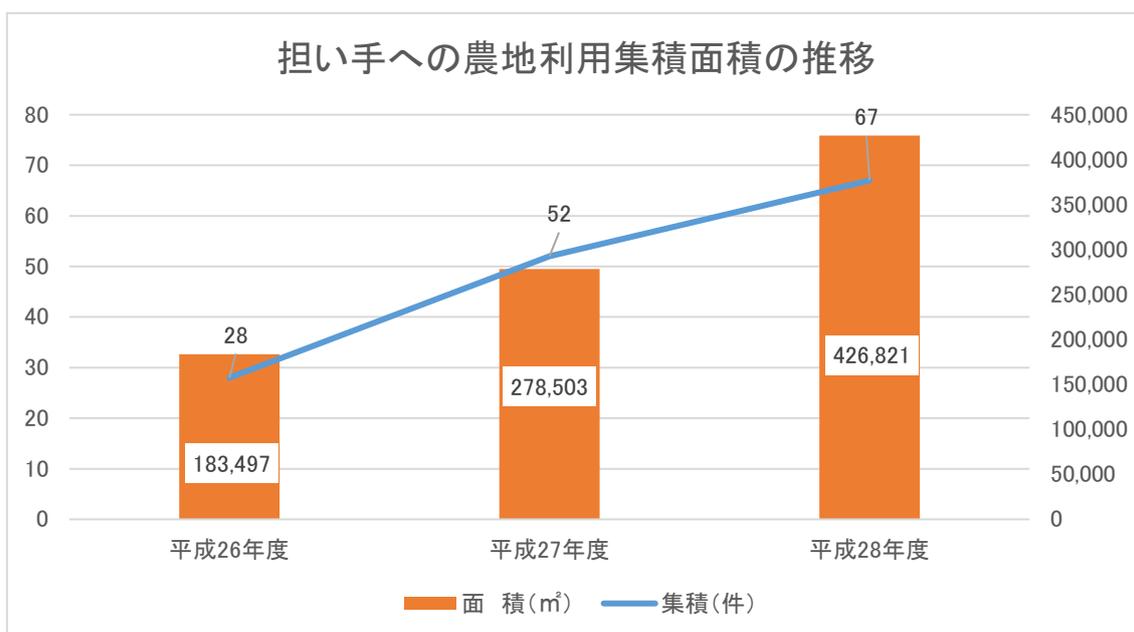
地域の担い手への集積は、農地中間管理事業の実施により着実に進んできており、担い手の経営力を高めるため、人・農地プランの見直しや農地中間管理事業の推進により、さらなる農地の集積・集約を促進します。

また、認定農業者制度や各種制度資金の活用により経営体の経営力強化を支援します。

さらに、JA等の共同利用施設等を活用し、産地の合理化や農産物の高付加価値化、生産コストの低減を推進します。

【現状と課題】

- ・農地の利用集積率は着実に高まっているが、今後も離農する農業者が出てくることから、受け手となる認定農業者等の経営安定に向けて、引き続き地域での話し合いによる人・農地プランの見直しが必要です。
- ・米価の下落や自然災害による農家所得の減少により、農業経営が困難になるケースもあるため、意欲的に規模拡大しようとする経営体のみならず、農業経営を資金面で支援することも必要です。



【主な取組】

- ・地域の話し合いによる人・農地プランの見直しの促進
- ・農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積の促進
- ・スーパーL資金をはじめとする各種制度資金の活用促進
- ・経営体育成支援事業や国・県の補助金等を活用した経営力強化の推進

5) 施策の成果指標

成果指標	現状値	目標値 (H34年度)
新規就農者（直近5年平均）	9人	12人
認定農業者数（法人含む）	290人	300人
農業法人数	17法人	25法人

2 生産力強化に向けた基盤の整備

1) 目指す方向

- ・意欲ある担い手へ農地の集積を推進し、経営の効率化と安定を促進します。
- ・生産性と収益性の向上を図るため、基盤整備を促進します。

2) 施策の区分

- (1) 農地利用の集積と優良農地の確保
- (2) 農業生産基盤整備の推進

3) 施策の概要

高齢化の影響で離農者が増え耕作放棄地の拡大が懸念されています。このため大規模農家や意欲のある農業者等に農地を集積し地域の農地を維持していく必要があります。

また、農業経営の面では、経済のグローバル化や平成30年産米から国による生産調整配分が終了することから、稲作を含めたこれまでの生産構造からは転換する必要性が生じる可能性があるため、優良農地を確保するとともに生産性や収益性の高い園芸作物等との複合化を推進する必要があります。

さらに、効率的な農業経営の確立が求められており、ほ場の大区画化や用排水施設の整備など生産基盤の整備と担い手への農地集積を促進する必要があります。

4) 施策の展開

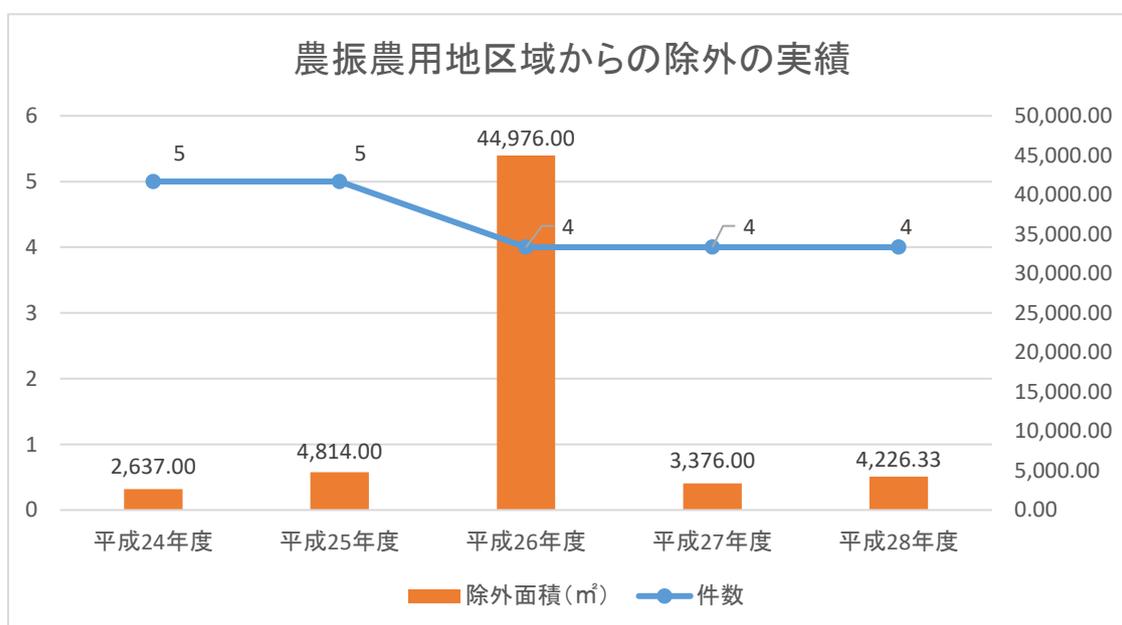
(1) 農地利用の集積と優良農地の確保

取組① 農地の保全と優良農地の確保

農業を行う上で最も基礎的な要素である農地の保全と優良農地の確保に努めます。

【現状と課題】

- ・農地以外の利用目的に転用する場合、農業経営に影響が出ないことを重視し、農業委員会において十分に検討しています。
- ・優良農地を確保するため農地中間管理事業を活用し、規模拡大を目指す農家への農地の集積のあっせんを行い、大規模経営を促進しています。



※平成26年度が多いのは、梨郷工業団地造成があったため。

資料：農林課

【主な取組】

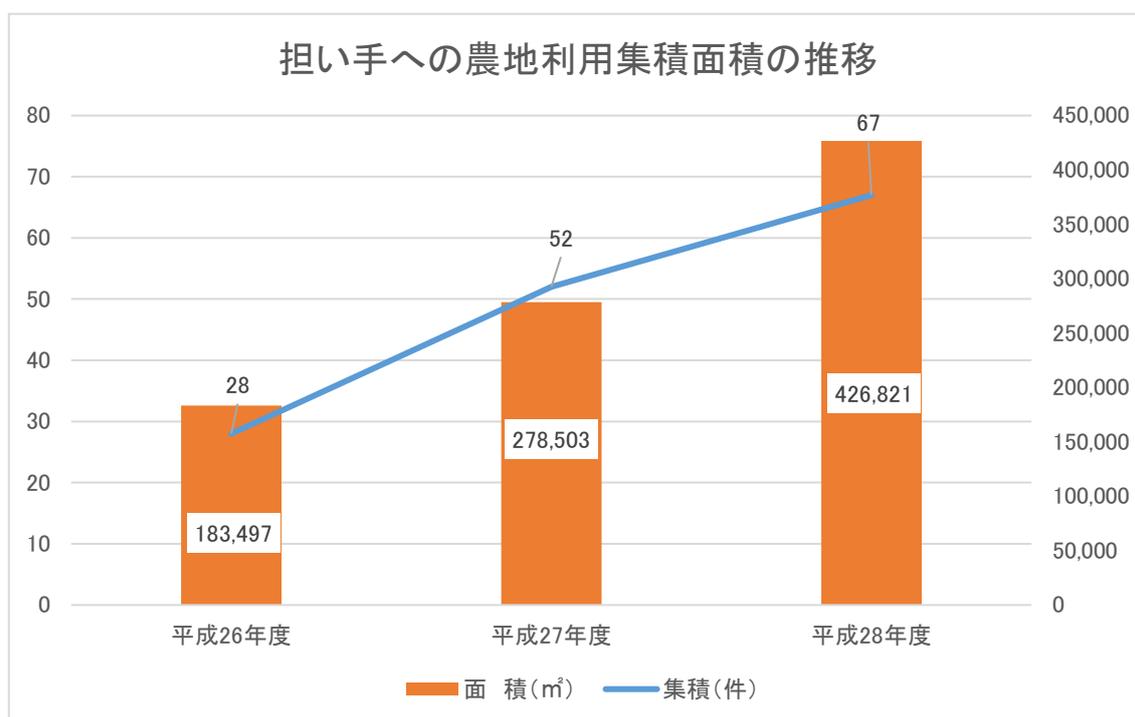
- ・農地転用許可審査における代替性の有無や周辺農地への影響など現地状況の確認の徹底
- ・遊休農地の所有者に対する指導
- ・農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の見直しと、生産環境の保全の観点に立った土地利用調整の実施
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査（農地パトロール）による現地確認の実施

取組② 担い手による農地利用集積の推進

地域農業の担い手へ農地を集積・集約化等することにより農業経営基盤の強化を図ります。

【現状と課題】

- ・高齢化や人口減少に伴い、農業生産力が低下しています。
- ・担い手への農地集積を促進するために、JAや農業委員会を始め関係機関と連携を密にして農地中間管理事業を実施する必要があります。



※再掲

【主な取組】

- ・人と農地の問題を一体的に解決していくための、地域の話し合いの推進と、人・農地プランの見直し
- ・農業関係各機関の連携強化による農地中間管理事業の推進

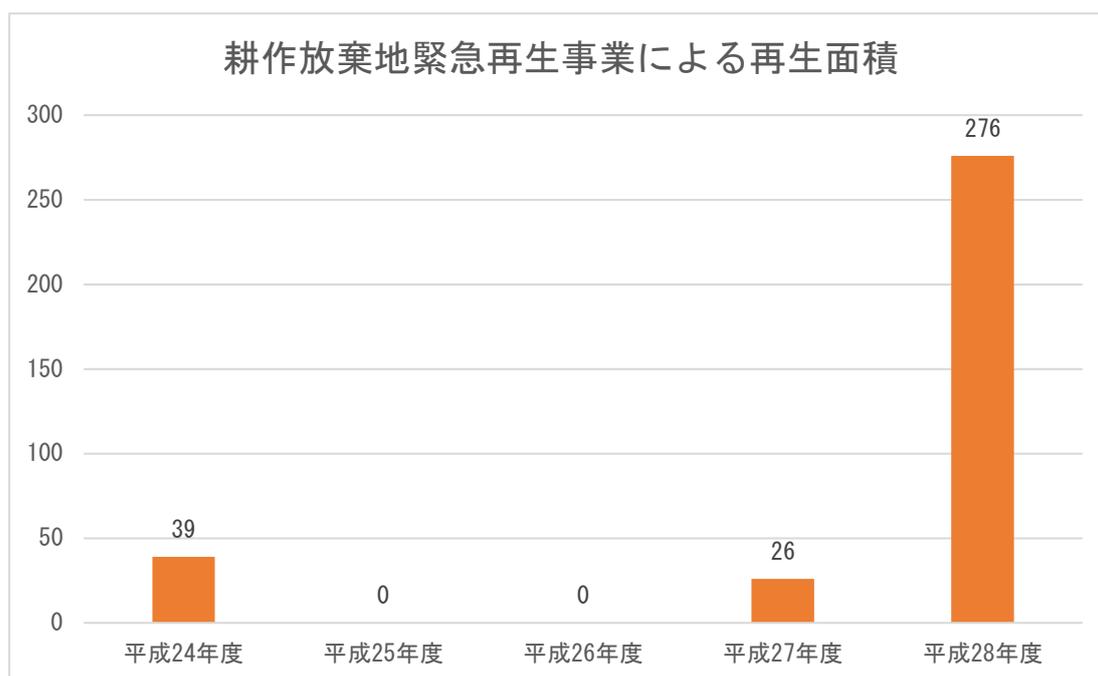
取組③耕作放棄地対策の強化

耕作放棄地の再生を図り、増加傾向にある不耕作農地が耕作放棄地化しないよう、的確な状況把握と指導を行います。

【現状と課題】

- ・ 農業就業人口の減少に伴い特に山間部で不耕作農地の拡大が懸念されています。
- ・ 社会情勢の変化から離農する方が増加し、耕作放棄地が増大する恐れがあります。

単位：a



資料：農林課

【主な取組】

- ・ 再生可能な農地における耕作放棄地再生関係の交付金等を活用した事業の実施
- ・ 新たな耕作放棄地の発生防止に向けた農地パトロールによる適切な指導の実施
- ・ 農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積による農地の保全

(2) 農業生産基盤整備の推進

取組① 補助事業を活用したほ場整備の促進

ほ場の区画整理やかんがい用排水施設などの生産基盤を整備し、農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率かつ安定的な農業を確立します。

【現状と課題】

- ・ 県営事業により、食料供給能力の向上と農業の競争力の強化を図るため、その土台となる生産基盤を整備しています。
- ・ 農地中間管理事業と連携を図り、農地集積を促進する必要があります。

圃場整備関係（平成28年度まで）

地区数	整備面積
31地区	1,590.8ha

かんがい用排水施設整備事業

事業種目	受益面積 (ha)	事業主体	事業の着工完了期間
国営米沢平野農業水利事業	1,363	国	S43～S57
国営米沢平野附帯県営かんがい排水事業	1,256	県	S45～H3
国営造成施設事業	1,228	国	H3～H6
県営排水対策特別事業	30	県	S56～S58
県営水田農業確立排水対策特別事業	63	県	H元～H7
土地改良総合整備事業	62	県	H5～H8
国営二期米沢平野かんがい排水事業	1,149	国	H18～H27
湊郷堰地区基幹水利施設ストックマネジメント事業	244	県	H22～H24

資料：南陽市の農林業

【主な取組】

- ・ ほ場の区画整理などの生産基盤の整備（農地中間管理機構関連農地整備事業）による担い手への農地集積及び農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率かつ安定的な農業体制に向けた支援

取組② 農地・農業用施設の整備と維持、災害未然防止

施設の更新や経年劣化した施設の改修等を行い、大規模な災害に強い農地・農業用施設を整備し、危険個所の把握にも努め、生産性や収益性を高めます。

【現状と課題】

- ・農業用施設の老朽化が進んでいるうえに、近年、集中豪雨等が頻発していることもあり、被災する農業生産施設や農地が増加しています。
- ・高齢化による担い手不足により、集落の共同作業による水路や農道の維持が困難になる可能性があります。

【主な取組】

- ・農業水利施設などの老朽化等の課題解消に向けた地域の事情に応じた生産基盤の整備の検討
- ・農業用ため池についてのハザードマップ作成

《成果指標》集積率及び整備等

指標項目	現状値 (H29.3.31)	目標値 (H34)
担い手への農地集積率	49.4%	80.0%
ため池ハザードマップ作成	5箇所	7箇所

3 地域の特性を活かした農業の推進

1) 目指す方向

- ・各作物に応じたきめ細かな生産振興を促進します。
- ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進します。
- ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保します。

2) 施策の区分

- (1) 作物別の生産振興
- (2) 地産地消の普及と食育の推進
- (3) 環境にやさしい農業の推進

3) 施策の概要

経済のグローバル化と平成30年度に米の生産数量目標による配分が廃止されることにより、国内の農業情勢が大きく変わることが予想されるとともに、その方向性も不透明です。

一方、国内では、安全・安心の志向もあり、環境に配慮した農作物の生産が求められていることから、多様な農業経営の確立が急務となっています。

また、米の生産調整が進み転作率が高くなっているものの、現状では水田のまま転作カウントされる加工米や飼料米などの割合が比較的高く、園芸作物の作付け割合は低い水準となっています。

4) 施策の展開

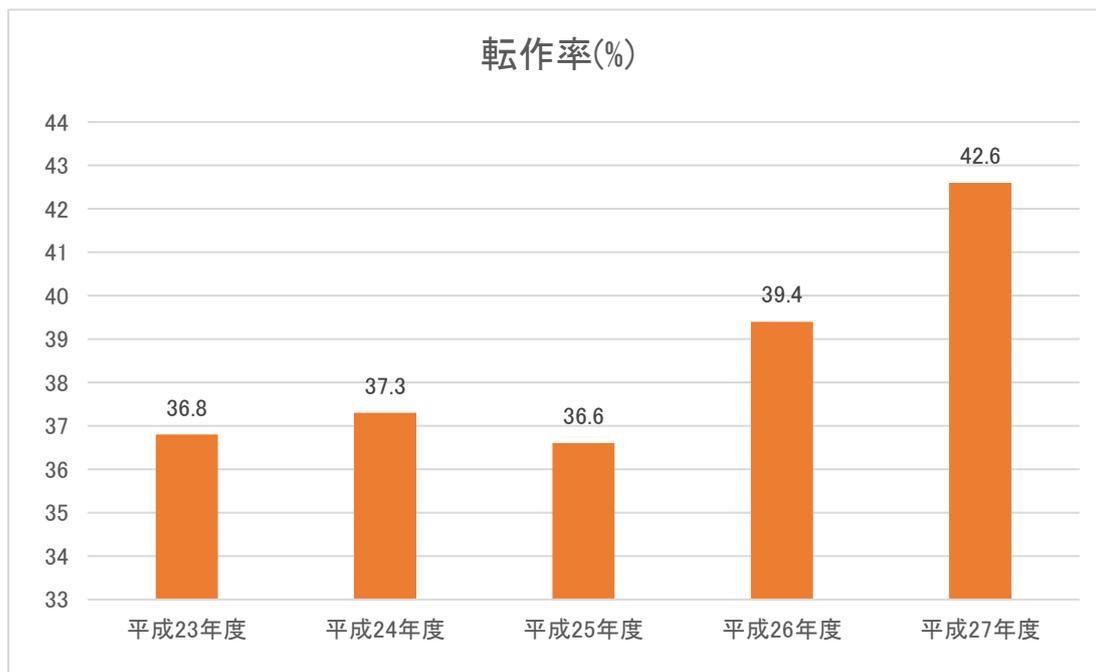
(1) 作物別の生産振興

取組① 稲作の振興

平成30年度から米生産数量目標による配分が廃止されるため、米の過剰作付による米価の低迷が懸念されることから、WCS用稲や飼料用米などの新規需要米の作付を推進し、主食用米の需給調整に取り組みながら、水田の治水機能の維持も図っていきます。

【現状と課題】

- ・ 転作率が高くなっていますが、新規需要米や園芸作物に取り組めない農家においては、自己保全管理などで対応するしかなく、耕作放棄地の増加と水田の治水機能の低下が懸念されています。
- ・ 平成30年度の生産目標数量の配分の廃止により、米価が低迷する懸念が大きくなっています。



資料：農林課

【主な取組】

- ・ 多様な消費者ニーズに対応した品種の作付の推奨
- ・ 生産の目安による数量目標の取り組みの推進
- ・ 耕畜連携事業などの活用によるWCS用稲や飼料用米の作付推進

《成果指標》作付面積

単位：ha

指標項目	実績	目標値
	平成28年度	平成34年度
主食用米	1181.4	米制度改革に伴い、将来予測が困難なため、未記入
加工用米	22.4	
飼料用米	35.1	
WCS用稲	17.9	
米粉用米	0.0	

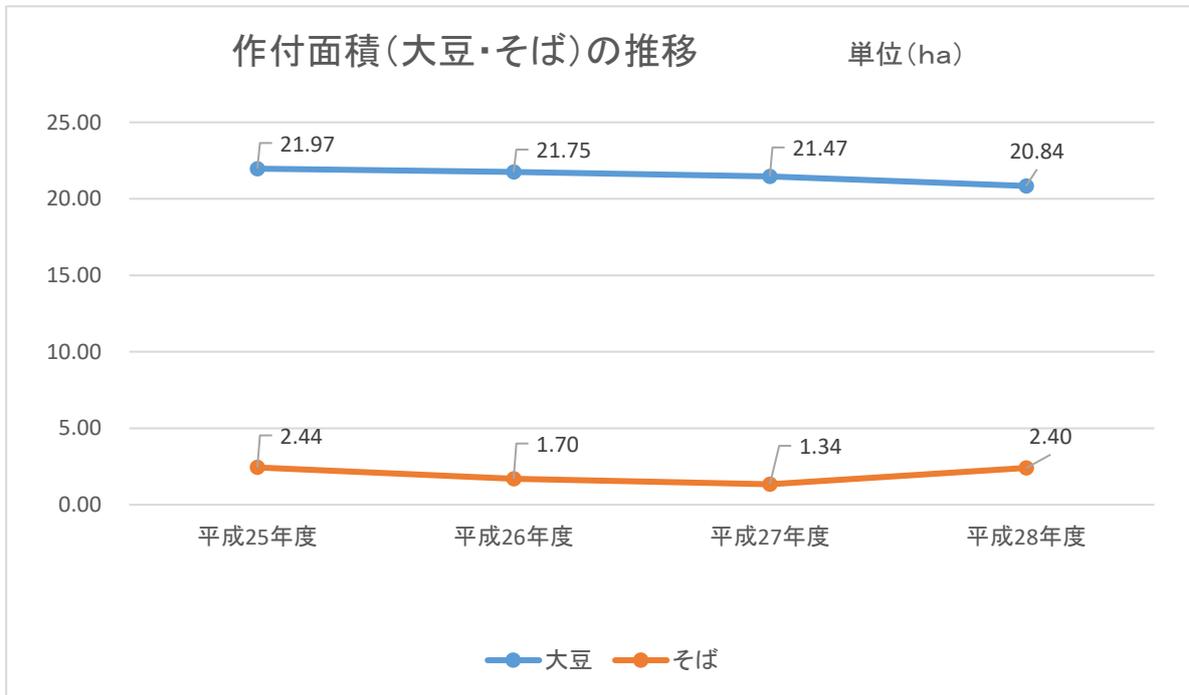
資料：農林課

取組②土地利用型作物の安定生産

平成30年度から生産数量目標による配分の廃止を受け、産地交付金の活用による大豆・そば等の土地利用型作物の作付拡大を図るとともに、南陽の気候に合った品種の選定と栽培技術の向上による高品質安定生産を目指します。

【現状と課題】

- ・ 転作の割合が高くなるにつれて、土地利用型作物であり戦略作物として位置づけられる大豆・麦とともに、産地交付金の追加配分枠であるそばについては、産地交付金を活用し需給に合わせた生産を振興する必要があります。
- ・ 米政策の見直しにより新規需要米（加工用米、備蓄米、飼料用米）等の作付けに移行しており、大豆等の転作作物の作付が減少傾向にあります。



資料：農林課

【主な取組】

- ・ 経営所得安定対策の産地交付金を活用した生産拡大の推進
- ・ 補助事業等を活用した規模拡大とコスト削減の推進

《成果指標》 作付面積

単位：ha

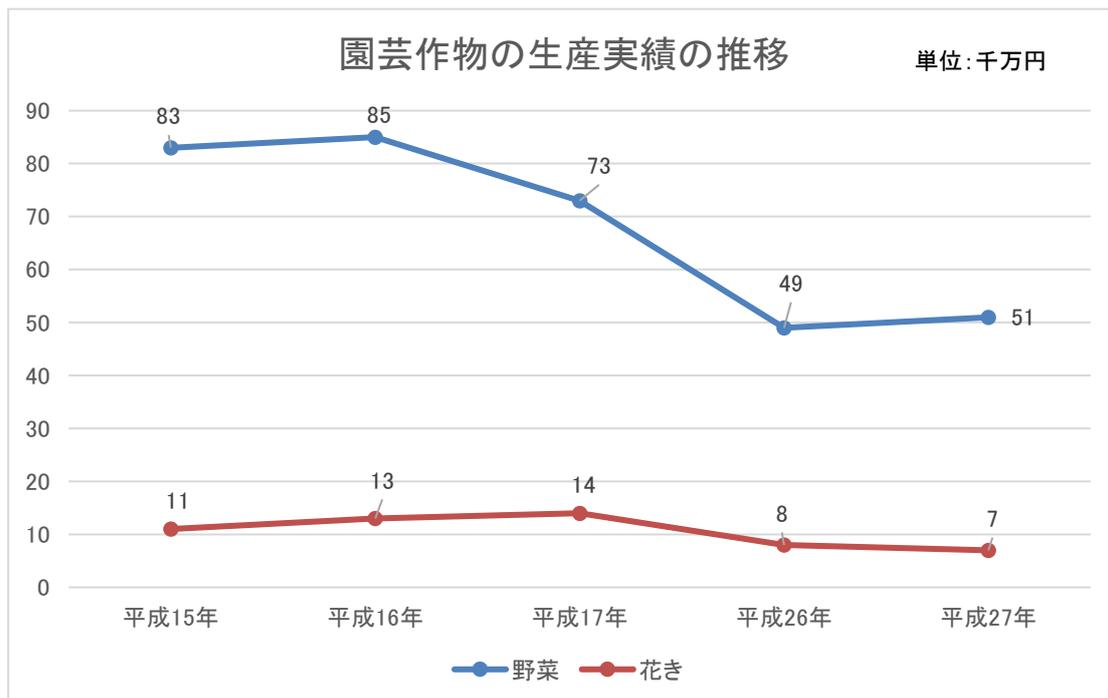
指標項目	実績	目標値
	平成28年度	平成34年度
大豆	20.9	米制度改革に伴い、将来予測が困難なため、未記入
そば	2.4	

取組③ 園芸作物（野菜・花き）の振興

県やJAと連携しながら、新たな推進品目の選定など戦略的な園芸作物の作付推進を図ります。

【現状と課題】

- ・米の生産調整が進み転作率が高くなっているものの、現状では水田利用のまま転作カウントされる加工米や備蓄米などの割合が高くなっています。



資料：生産農業所得統計

【主な取組】

- ・国や県の補助事業を活用した園芸作物の作付拡大の推進

《成果指標》生産額

単位：千万円

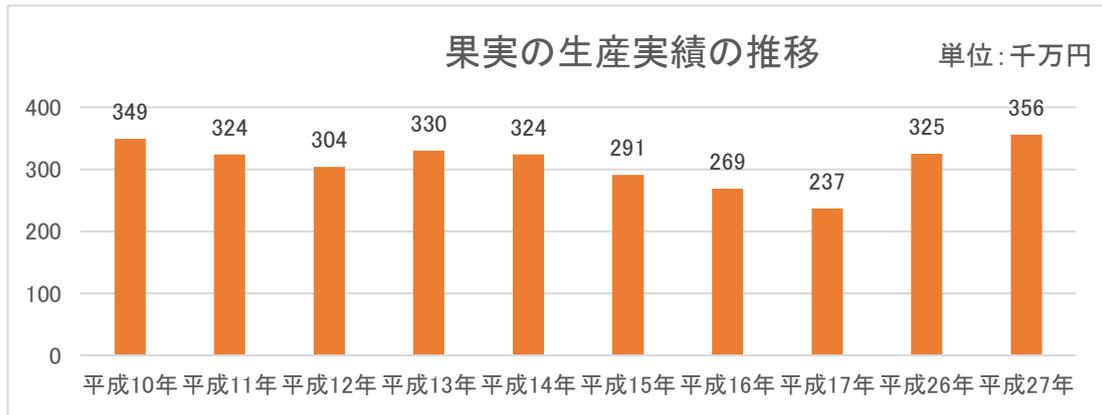
指標項目	実績（推計値）	目標値
	平成27年度	平成34年度
野菜生産額	51	52
花き生産額	7	7

取組④ 果樹の振興

高収益な樹種への転換や樹園地の土壌改良、農家の栽培技術の向上などを進め、高品質な果樹の安定生産を進めるとともに、他産地との差別化を図ります。
 果樹農家同士のネットワークを活用し、担い手の確保を図ります。

【現状と課題】

- ・ 果樹農家は高齢化と担い手不足に加え、度重なる自然災害により持続的な果樹経営に不安を感じています。さらに、果樹は改植しても無収入期間があるため、経営継続を難しくしており、今後農家数の増加や樹園地の拡大は期待できません。



資料：生産農業所得統計

【主な取組】

- ・ 改植事業などを活用した樹木の計画的な更新
- ・ 果樹農家を中心とするネットワーク活動の推進

[重点振興品目]

本市農業の特性や市場動向、将来性を踏まえ、果樹の重点振興品目を以下のとおり設定する。

さくらんぼ、ぶどう、醸造用ぶどう、りんご、西洋梨、もも、すもも、ブルーベリー、ラズベリー、酸果オウトウ

《成果指標》生産額

単位：百万円

指標項目	実績 (推計)	目標値
	平成27年度	平成34年度
さくらんぼ生産額	1,422	1,457
ぶどう生産額	1,301	1,541
りんご生産額	487	504
西洋梨生産額※1	354	412
合計	3,564	3,914

※実績値はあくまでも推計。

実績（推計値）の算出方法

山形農業支援センターで発刊している「新・山形農業人」に記載されている10a当たりの標準売り上げ（各作物毎の売上額）を27年度の農林センサスの販売目的で作付けした各作物毎の面積に乗じて実績（推計）を算出。

- ・さくらんぼ 95ha 1,664千円/10a 700kg/10a
- ・ぶどうの140haは市町村別統計の最終公表の数値に基づき、デラウェアと大粒種の面積を比率按分し、デラウェアを100ha 大粒種を40haと仮定した面積とする
デラウェアは846千円/10a 1,600kg/10a 大粒種は1,500千円/10a 1,500kg/10a
- ・りんご 63ha 859千円/10a 3,200kg/10a
- ・西洋なし 29ha 1,165千円/10a 3,500kg/10a
- ・もも 5ha 1,121千円/10a 3,200kg/10a

※目標値の算出にあたり、農業に従事する人口の推移を勘案するが、減少分は担い手へ集積されると想定し、面積は変わらないものと仮定する。

※西洋梨にはさくらんぼ、ぶどう、りんご以外の果実を含むこととして推計

※実績推計値は、面積×標準売り上げに90%（ロス分を考慮）を乗じる

目標値の算出方法

南陽市において作物毎の統計資料が無い場合、山形県第3次農林水産業元気再生戦略の数値目標を参考として、現状における数値と目標値の伸び率で算出することとする。

⇒理由は、県の数値は各市町村の数値で積み上げであることから目標値として採用しても現状と大きな乖離はないと想定する。

指標項目	現状	基準年	H32目標	伸率	単年伸率	5年伸率
さくらんぼ産出額	332億円	H26	345億円	103.9%	0.5%	102.5%
ぶどう産出額	91億円	H26	115億円	126.3%	3.7%	118.5%
りんご産出額	114億円	H26	120億円	105.2%	0.7%	103.5%
西洋梨産出額	76億円	H26	94億円	123.6%	3.3%	116.5%

※指標項目からH32目標までは、山形県第3次農林水産業元気再生戦略の数値目標

※伸率は小数点第2位以下切り捨て

※西洋梨は県の指標の「西洋梨」と「もも」の産出額を合計した数値を使用

現状：西洋梨：50億円、もも：26億円＝76億円

目標：西洋梨：60億円、もも：34億円＝94億円

この5年伸率の数値をそれぞれの指標項目の実績（推計）に乗じて算出

（小数点以下切捨）

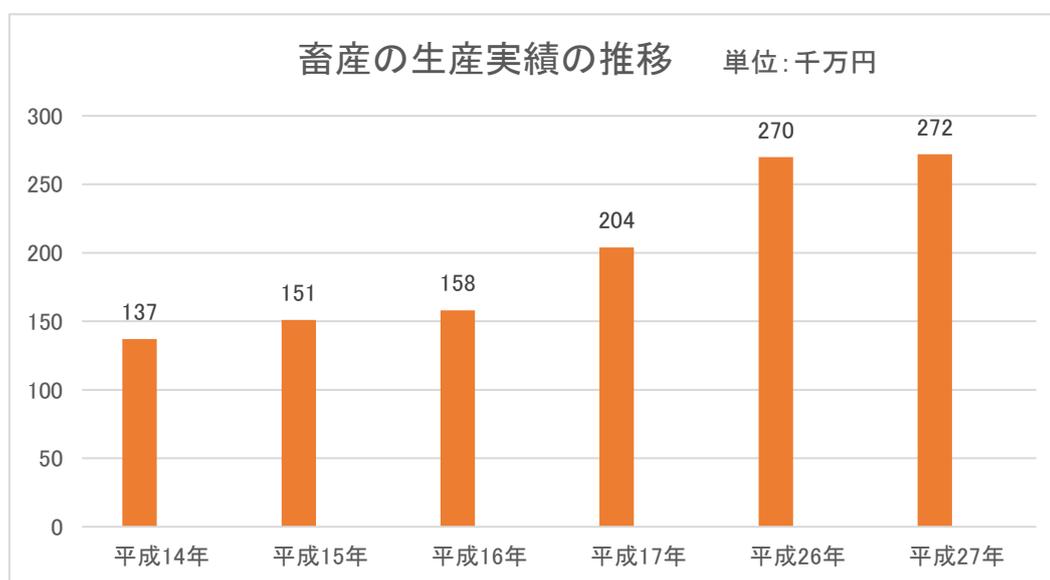
取組⑤ 畜産の振興・耕畜連携の推進

耕種農家と畜産経営体の連携による飼料と堆肥の循環を進め、高品質の畜産物の生産振興を図ります。

省力化のための施設や設備の導入による経営の合理化を進め、海外の影響を受けにくい畜産経営の確立を目指します。

【現状と課題】

- ・高齢化による農家の廃業などで、乳用牛の飼養頭数は減少しているものの、肉用及び豚の飼養頭数は規模拡大等により大幅に増加しています。
- ・地域環境に対する関心の高まりにより、畜舎と住宅地が近接しているところでは、悪臭対策やし尿処理対策の徹底が求められています。



資料：生産農業所得統計

【主な取組】

- ・畜産クラスター事業を活用した高収益型の畜産振興
- ・耕畜連携事業などを活用した循環型農業の促進

《成果指標》生産額

単位：百万円

指標項目	実績（推計）	目標値
	平成27年度	平成34年度
畜産	2, 7 2 0	2, 8 2 0

※実績値は生産農業所得統計より

(2) 地産地消の普及と食育の推進

取組① 地産地消と食育の啓蒙・普及

地元産農産物への住民意識の高まりにより南陽産品を選択購買していただき、日々の暮らしの中で地場産の旬の食材を食卓に取り入れていただけるような取り組みを進めます。

【現状と課題】

- ・地産地消推進協議会では、主に小・中学校及び児童施設に対しての取り組みを進めているものの、活動が広がらない状況があるため、取り組み施設の増加や朝市などで活動するグループの活発化と更なる啓蒙が必要となっています。
- ・食育については、南陽市食育推進計画に基づいて進めることとしていますが、関係機関や団体が連携した取り組みが進んでいない状況にあるため、一体となった取り組みが必要です。

【主な取組】

- ・南陽市地産地消推進協議会を核とした事業の推進
- ・南陽市食育推進計画に基づく、全市的な食育活動の推進

《成果指標》 地場産デー取組施設の増加

単位：施設

指標項目	実績	目標値
	平成28年度	平成34年度
児童施設	9	12
小学校	7	7
中学校	3	3

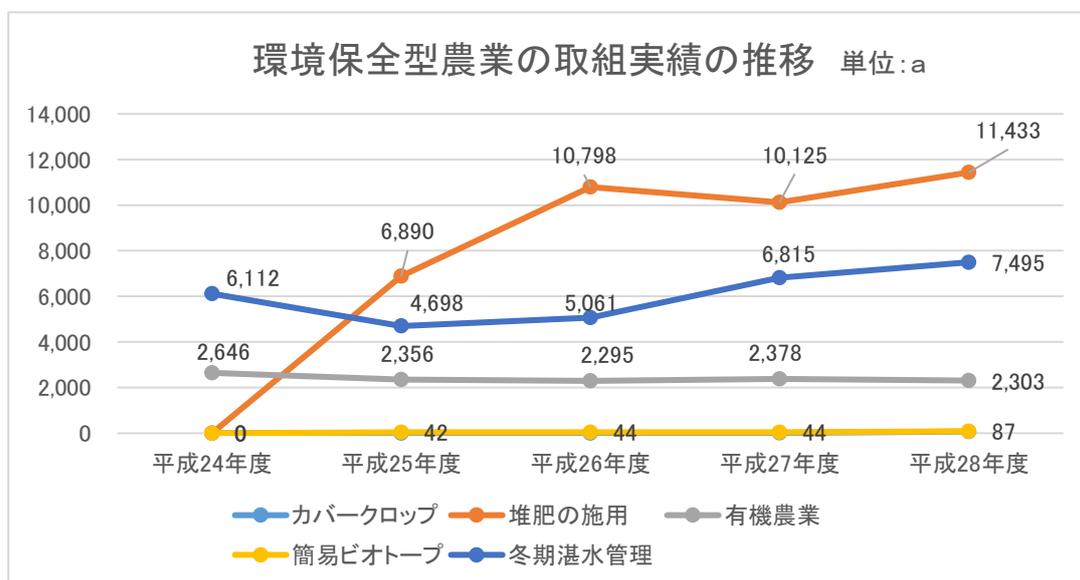
(3) 環境にやさしい農業の推進

取組① 環境保全型農業の推進

自然環境の保全など、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者が連携してまとまりをもって取り組み、環境保全効果の適切な発揮を目指します。

【現状と課題】

- ・環境問題に対する国民の関心が高まる中で、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献することが求められています。
- ・しかし、より環境保全に効果の高い営農活動を実現するためには、追加的なコストが発生することなどから、普及拡大の障害となっています。



資料：農林課

【主な取組】

- ・環境保全型農業直接支払交付金などを活用した減農薬・減化学肥料栽培の推進
- ・地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の取り組みの推進

《成果指標》取組面積

単位：アール

指標項目	実績	目標値
	平成28年度	平成34年度
カバークロープ	75	75
堆肥の施用	11,433	11,450
有機農業	2,303	2,396
簡易ビオトープ	87	87
冬期湛水管理	7,495	7,500

4 農産物のブランド化と産地づくりの推進

1) 目指す方向

- ・ 農畜産物の販売力を強化するため、ブランド化を推進します。
- ・ 地域資源を有効活用した6次産業化への取り組みを支援します。
- ・ 販売価格を安定的に維持するための戦略構築を支援し、売れる農産物づくりを支援します。

2) 施策の区分

- (1) 農産物のブランド化の推進
- (2) 6次産業化の取り組み支援
- (3) 売れる農産物生産による産地づくりの推進

3) 施策の概要

若年層を中心に外食化が進み米離れも進む中、食の多様化が進み、食に対する安全志向はますます高まっています。

そのような中、南陽の農産物を消費者に選択してもらうためには、南陽産農産物のブランド化による販路拡大と販売額の向上により、競争力を強化する必要があります。

4) 施策の展開

(1) 農産物のブランド化の推進

取組① 農産物のブランド戦略の展開

農産物のブランド化を進め、消費者からの高い評価による持続的な販売環境を整えることで、生産者の生産意欲と所得向上を図ります。

【現状と課題】

- ・山形県産つや姫を始め、さくらんぼ、ぶどう（デラウェア・大粒種）、りんご、西洋梨、米沢牛等市場評価の高い品目は多いものの、南陽産としてのブランド化には至っていません。また、南陽産農産物を活用した加工品などの高付加価値製品についても、更なる取組が必要です。
- ・今後、JAなど関係機関と連携してブランド化に向けた販売戦略の構築と南陽産農産物の高付加価値化を推進する必要があります。

【主な取組】

- ・農産加工等による高付加価値化の推進
- ・地場農産物のPR活動による利用促進と地産地消の普及
- ・販路の拡大及び新規開拓の推進
- ・農業生産工程管理（GAP）の取組の推進
- ・地理的表示保護制度（GI）の活用の推進

(2) 6次産業化の取組支援

取組① 6次産業化に向けた取組の支援

自ら加工や販売に取り組む農業者の増加と農業経営の多角化を推進し、農業所得の向上を図ります。

農業者と商工業者等が連携して新しい商品やサービスの開発・提供等に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

【現状と課題】

- ・ 6次産業化の事業等を活用し農産加工品の商品化が進み、グミや清涼飲料水、ドライフルーツなどが市内外のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、個人直売などで販売されるようになってきました。しかし、大半が地域内を対象としたもので、全国向けに販売できる商品は少数となっています。

【主な取組】

- ・ 6次産業化の研修会の開催
- ・ 農産物に関わる商品開発への支援
- ・ 異業種連携の強化や事業所間の連携促進

《成果指標》 6次産業化に向けた取組実践者数

単位：事業者

指標項目	実績	目標値
	平成28年度	平成34年度
6次産業化法認定者数	4	5
食品加工事業者数	5	6

(3) 売れる農産物生産による産地づくりの推進

取組① 農産物の競争力強化

品質の良い南陽産農産物の安定的な供給を進め、市場評価の向上による価格の安定で農業所得の向上を図ります。

【現状と課題】

- ・寒暖差の大きい春から夏にかけての気象条件を活かし、果樹類を中心に品質の良い園芸作物を生産しているものの、需要動向の変動により価格が安定しない品目もあるため、農業所得の向上につながっていません。

【主な取組】

- ・JAなどと連携した市場販売戦略等の構築支援
- ・メディアやインターネットなどを活用したPRの推進

取組② 消費者要望の把握と産地づくりへの反映

地域の消費者と生産者による地産地消の積極的な取り組みを進め、地場農産物への信頼感を醸成します。

首都圏などの消費者との活発な交流を図り、南陽の魅力を広くPRすることで、南陽の産地化を進めます。

【現状と課題】

- ・首都圏での南陽産品フェアの実施をしているものの一時的なため、PR効果が限定的となっています。

【主な取組】

- ・農業祭の実施
- ・ふるさと納税返礼品への採用
- ・幼児施設や学校施設での地場産デーの実施

5 農村の多面的機能の発揮

1) 目指す方向性

農村及び中山間地域における農業の維持を図るため、農地や農村環境を保全します。

2) 施策の区分

(1) 農村環境の改善と保全

3) 施策の概要

人口減少と高齢化により農地や農村の環境を保全することが困難になると予想されます。特に、山間部では既存の枠組みの範囲で地域の農地や農業施設の維持管理を行えないことが懸念され、これらに対応していく必要があります。

4) 施策の展開

(1) 農村環境の改善と保全

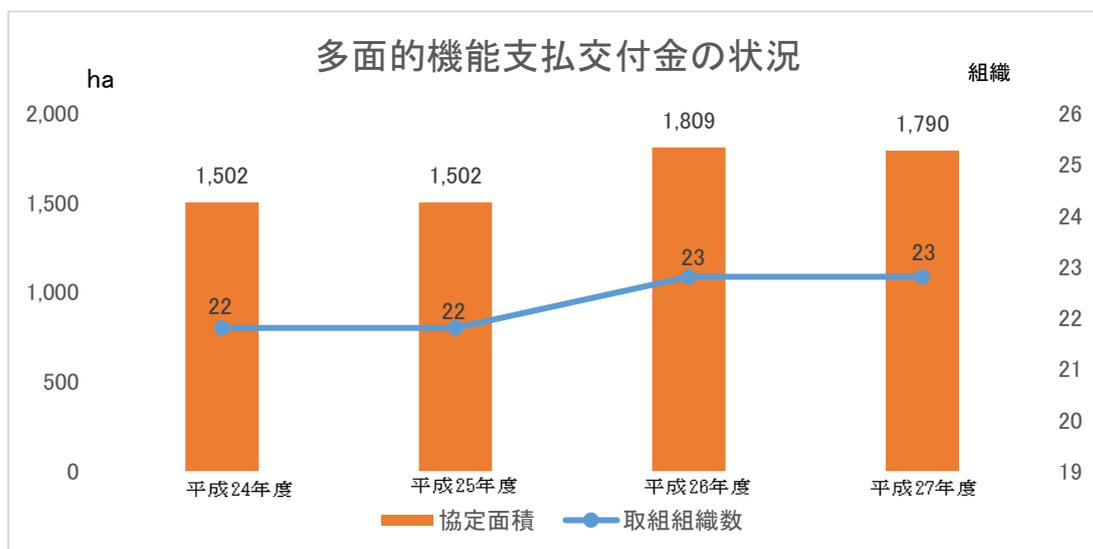
取組① 多面的機能支払交付金の取り組みによる農地の保全

水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が持続的に維持・発揮されるよう推進します。

各活動組織が地域の特色を踏まえた保全管理体制の検討、構築を進め、地域資源の維持管理に係る担い手農家への負担の軽減を図ることで、担い手農家への農地集積の促進を進めます。

【現状と課題】

- ・平成27年度は23の組織により耕地面積の約60%で活動に取り組んでおりますが、中山間地では少子高齢化、後継者不足により取組が困難であり、平地においてはほぼ全域で実施済であることから、更なる活動面積の拡大は困難な状況にあります。
- ・現在実施中の地域においても後継者不足による活動の継続が危ぶまれていることから、小集落組織の広域化の推進や、非農家である地域住民の参加の促進が課題となっています。



資料：農林課

【主な取組】

- ・多面的機能支払交付金の積極的な活用

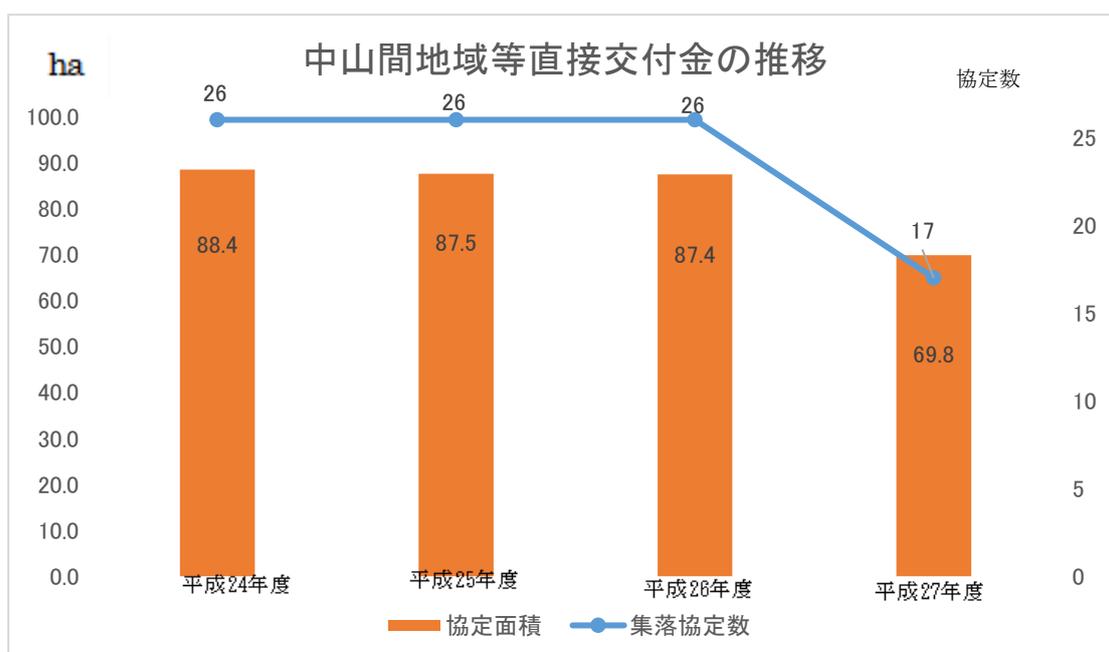
取組② 中山間地域及び山村地域の振興

中山間地域における農業生産活動を支援します。

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地及び農業用施設等を管理していくための協定を締結し、農業生産活動を行う団体を支援することにより、地域農業の維持・継続を通じて、多面的機能の確保、地域の活性化に結び付けます。

【現状と課題】

- ・ 中山間地域及び山村地域は、豊かな自然や文化を有する地域であり、食糧や水などの供給や国土の保全等で多大な貢献をしています。
- ・ 近年、高齢化、担い手不足により、自然環境の保全や農地、農業用施設を維持していくことが難しくなっています。
- ・ 中山間地域等は、平地と比べて生産条件の不利な傾斜地が多く、これを補う取り組みを行う必要があります。



資料：農林課

【主な取組】

- ・ 中山間地域等直接支払交付金の積極的な活用

取組③ 有害鳥獣捕獲による農産物の保全

有害鳥獣による被害の軽減対策を推進します。
 また、関係機関で組織する協議会における情報の共有や近隣市町村との広域的な連携を図り、被害の未然防止を目指します。

【現状と課題】

- ・南陽市鳥獣被害防止計画に基づき、平成26年度から「南陽市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、ツキノワグマやイノシシなどの大型獣からの農作物への被害防止対策を実施しています。

ツキノワグマ・イノシシ捕獲状況

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ツキノワグマ (頭)	0	2	3
イノシシ (頭)	0	19	31

資料：農林課

【主な取組】

- ・有害鳥獣被害防止対策事業（鳥獣被害対策実施隊事業含む）
- ・南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会事業
- ・猟銃免許取得者補助金（市単独）
- ・獣害対策事業費補助金（電気柵等）
- ・有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金
- ・有害捕獲事業補助金（市単独）

《成果指標》 野生鳥獣による被害の軽減

単位：千円、a

指標項目	実績	目標値
	平成28年度	平成34年度
農作物被害額	13,088	11,000
農作物被害面積	4,266	3,224

※実績値は、平成28年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査より

第5章 計画の実現に向けて

第1節 計画の推進

本計画の実現に向けて、計画的に基本施策を推進し、目標の達成を図るためには、農業者をはじめとする市民、関係機関・団体、各種事業者など「農」「食」「資源」等に関わる様々な主体が役割を認識し、それぞれの役割を果たしつつ、協働、連携により、点から線、線から面へと広がり、幅広いネットワーク形成による、一体的な取組みが必要です。

第2節 農業者・農業関係団体・市民・行政の役割分担

1 農業者

農業者には、意欲を持って農業生産活動に取り組み、農業経営を持続的かつ安定的に発展させるとともに、農村地域の活性化に中心的な役割を果たすことを期待します。

2 農業関係団体

農業関係団体には、市や関係機関との連携を強化し、農業及び農村の振興に主体的な役割を果たすよう期待します。

3 市民

市民には、農業及び農村のもつ役割を十分に理解し、食生活の改善や地域で生産された農産物の消費拡大に努めるなど、農業及び農村の振興に積極的に協力するよう期待します。

4 行政

市は、本市農業及び農村の目指すべき姿の実現に向けて、関係機関・団体と緊密に連携をとりながら、本計画の基本方針に沿って、施策・事業を総合的、計画的に推進し、本計画の実現に努めます。

第3節 計画の進行管理

本計画に掲げた各種施策の進捗状況や成果については、年度ごとに点検と評価を行い、効率的かつ効果的な施策展開を図ります。

用語解説

(五十音順)

＝か＝

□環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和に留意しつつ、土づくりなどを通じて科学合成農薬や科学肥料の使用などによる環境への負荷の軽減と、より安全な農産物生産に配慮した持続的な農業

□経営耕地面積

農林業経営体が経営している耕地

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）-貸付耕地-耕作放棄地＋借入耕地

□兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

□耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

□耕畜連携

畑作物や野菜などを生産する耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に耕種農家が資料作物を生産し、畜産農家に供給したりするなど、耕種農家と畜産農家が連携した取組

□GAP（農業生産工程管理）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

＝さ＝

□集落営農

集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動

□食料・農業・農村基本計画

国が「食料・農業・農村基本法」の基本理念や基本施策を具体化するものとして策定された計画

□自給的農家

経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

□新規就農

農林水産省調査では、新たに自営農業への従事が主になった者(自営農業就農者)、新たに法人等に常時雇用されて従事する者(雇用就農者)、自ら農業経営者として新規参入する者

生産農業所得

農業粗生産額から生産に要した物的経費を差し引き、さらに生産手段にかかる間接税を控除し、それに経常補助金を加えて算出した所得額

専業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家

=た=

第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家

第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家

多面的機能

農業生産面の機能以外に、国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面にわたる機能のこと

地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行なわれている取組

=な=

肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛

乳用牛

現在搾乳中の牛のほか、将来搾乳する目的買っている牛

認定農業者

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市が認定した意欲ある農業者

農家

経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯

農業経営基盤強化促進基本構想

農業経営の基盤を強化し、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた南陽市の方策等について定めたもの。農業経営の指標や農用地の利用集積に関する目標などを定めている

農業経営体

経営耕地面積が30a以上の規模の農業を行なう者(他の定義もあり)

農業後継者

15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者

農地中間管理機構

食料・農業・農村基本計画の制度見直しにより、農地の流動化を進めることを目的に創設された制度

農林業センサス

我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査

=は=

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

豚

子取り用に飼養している6カ月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚

=や=

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への不可をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行なわれる農業

=ら=

6次産業化

生食用や加工品などの原料を単に供給するという1次産業（農林漁業）から、積極的に第2次産業（製造加工業）や3次産業（小売・サービス業など）への総合的かつ一体的な推進・連携を図り、農家などの生産者が地域資源を活用し、より多くの所得を得られるようにしようとするもの



南陽市農業振興計画

発行日 平成30年9月

令和4年12月20日一部改訂

発行者 南陽市農林課

〒999-2292

南陽市三間通436番地の1

TEL 0238-40-3211

FAX 0238-40-3422

E-MAIL norin@city.nanyo.yamagata.jp